

会議録（1）

会議の名称	令和3年度 第2回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和3年12月22日（水） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時23分
開催場所	飯能市役所 本庁舎5階501会議室
議長氏名	内沼 正實
出席委員	内沼 正實 吉田 勝紀 中村 光子 小島 啓子 新井 安典 増島 宏徳 土屋 崇 小川 晃男 加藤 秀男 高野 正義 桑原 潤
欠席委員	山影 祥子 福島 毅 浅見 春江 山口 孝
説明者の職氏名	飯能市長 新井 重治 健康福祉部長 根岸 隆 保険年金課長 大河原 正好
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 根岸 隆 保険年金課長 大河原 正好 保険年金課主幹 石井 利和 医療政策室主査 中村 輝義 保険年金課主査 槇田 朋弘 健康づくり支援課主査 泉田 みどり 健康づくり支援課管理栄養士 毛利 優香里 保険年金課主任 引木 智徳

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

○協議事項

（１） 令和４年度飯能市国民健康保険税について
を審議し、具体的な税率等は次回提示の為、次回への継続審議となった。

○報告事項

（１） 飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要
（２） 令和３年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の概要
（３） 令和２年度特定健康診査受診率について
飯能市における特定健康診査受診の効果
令和２年度個別保健事業の評価
を報告し、委員に意見を伺った。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。これより令和3年度第2回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>飯能市国民健康保険に関する規則によりまして、出席委員が過半数に達しておりますので、この会議は成立することを申し添えます。</p> <p>また、本日の会議は、飯能市情報公開条例の規定に基づき、原則公開とさせていただきます。</p>
保険年金課主幹	<p>それでは、開会に当たりまして、内沼会長にごあいさつをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ あいさつ ）</p>
保険年金課主幹	<p>次に、新井飯能市長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（ あいさつ ）</p>
保険年金課主幹	<p>次に、職員につきまして、11月27日に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（ 健康福祉部長 あいさつ ）</p> <p style="text-align: center;">（ 保険年金課長 あいさつ ）</p>
保険年金課主幹	<p>本日、傍聴の受付をいたしましたが、申し込みはありませんでした。</p>
保険年金課主幹	<p>それでは、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>規則にしたがいまして、内沼会長に議長となつていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「（1）令和4年度飯能市国民健康保険税について」を議題といたします。この議題は市長から諮問されております。</p> <p>議題について事務局の説明を求めます</p>
保険年金課長	<p>（ 「別紙1」 により説明 ）</p>
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>
委員	<p>何点か確認したいことがございます。</p> <p>資料2 ページ中資料2、近隣各市の状況が示されており激変緩和措置の有無という点ですが、増減額が多い市町村でも、激変緩和措置の対象になってない「無」という市町村もあります。激変緩和措置は県によって適用の指定がされているのでしょうか。例えば、日高市などは1万円以上増額になっていますが、激変緩和措置の対象になっておりません。その辺を教えていただきたいと思います。</p> <p>続いて、資料4 ページ、改正内容等についての3の段階的見直しの点ですが、3回の段階的な税率改正ということで、2年毎の税率改正になるという説明がありましたが、これは何かに習って行うのか、教えていただきたいです。</p> <p>最後に資料8 ページ、各世帯によつての差額の伸び率等が示されていますが、例えば1人世帯の伸び率68.22%というのは、3段階で税率改正をした場合、伸び率が3分の1程度になるという見方で良いのか。その場合、約68%ですと1度の改正あたり約20%以上の率になると思うが、これだけの率になってしまつて良いのかどうかを教えていただきたいと思ひます。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課長	<p>資料2の激変緩和措置の有無について、ご説明いたします。</p> <p>日高市の場合、増減額が10,417円ということで非常に高くなっておりますが、激変緩和措置につきましては「無」ということになっております。国の激変緩和措置と、県の激変緩和措置がありまして、両方対象になっていない訳ですが、これにつきましては、一定以上の割合に増加していないと激変緩和措置の対象にならないため、飯能市は有になっておりますが、無になっている市町村もあります。</p> <p>具体的な数値につきましては、次回の会議にて回答させていただきます。国、県につきましては、一定のルールに基づき、その部分を超えたところに激変緩和措置があるということでございます。</p> <p>続きまして、資料4ページの段階的な見直しを3回に分けて行うことを何かに習って行っているのかという点です。検討するにあたりまして、改正を毎年行うのか2年毎に行うのか、担当の中で話し合いをしました。</p> <p>その中で参考とさせていただいたのが、後期高齢者医療保険では2年毎に改正をしております。これを参考にし、毎年改正していく負担よりも、2年毎に行ったほうが、1回あたりの金額、率等は高くなるが、1年間は変わらない年があるので負担感が少ないと考えて2年毎に行っていくことが良いのではないかという判断になりました。</p> <p>続きまして、8ページの各世帯の伸び率についてです。例に挙げていただいた8ページの一番上の表の1人世帯の場合、伸び率68.22%伸びてしまうという点ですが、これが約3分の1程度になると思われれます。20%以上改正の伸び率が高くなってしまいますが、県に統一していく段階で、所得割と均等割になっていく中、均等割の比重を大きくしていき、5対5にしていく、所得割を5、均等割を5、に上げていくと、所得がない方でも、均等割がかかってしまうので、それで伸び率が高くなってしまいます。ただし、低所得者の方々の中には7割、5割、2割軽減というものがあるので、適用させると多少抑制できると考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員	<p>最後の7割軽減というのは、7割の軽減がされて、それでも伸び率が68.22%になるということ解釈でよろしいか。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課長	最終的には、3分の1になっても2割以上改正になる訳ですが、県の方で2方式化を目指している中で、比率について所得割と均等割を5対5に近づける形での統一がされる目標になっておりますので、飯能市の場合、医療保険分では7対3の状態になっており、それを、6対4、5対5にするためには、均等割を上げざるを得ないという中で、伸び率が上がってしまうという状況になっております。
委員	単年度で2割以上の伸び率になるような税率改正は今までありましたでしょうか。
保険年金課長	資料10ページに平成24年度以降の税率改正について記載がありますが、それ以前にも20年度、22年度等に改正をしています。今回改正の具体的な税率は決まっておりませんが、資料8ページにありますような伸び率ほどの改正は過去に行われていません。
委員	このご時世なので、例えば高度経済成長のように所得が上がるような時ならまだしも、担当の方では毎年の改正も検討されたと説明がありましたが、他の市町村で毎年改正を予定している市町村はありますでしょうか。
保険年金課長	令和4年度に改正予定の狭山市、入間市、日高市に確認をしますと、毎年ではなく、1回目を4年度に改正。2回目を6年度か7年度に、3回目を8年度ということを確認しております。毎年ではないということです。
会長	他に質問はございますか。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>3点確認と質問がございます。</p> <p>資料2ページ中資料1、令和4年度分仮算定結果、令和3年度分本算定結果の比較ですが、令和4年度分仮算定結果の金額と、資料7ページ中仮算定時標準保険税率の記載の金額の違いは何かを教えてください。</p> <p>2点目は、資料7ページ、4億1,400万円を3回の税率改正で解消していくということですが、このとおりに行った場合、1回目は1億3,800万を増額。この差額分というのは、先ほど説明がありましたように法定外繰入金、基金繰入金で補填していく計画ということによろしいでしょうか。</p> <p>3点目ですが、資料11ページ、基金繰入金の残高の状況を教えてくださいと思います。</p>
保険年金課長	<p>資料2ページの仮算定結果の納付金額と、標準保険税率を示した7ページの金額の差ですが、仮算定の金額につきましては、市から県に納める納付金の金額。標準保険税率につきましては、保険税であり、市に入ってくる金額のことで、支払の方と納付の方で違いがあります。</p>
健康福祉部長	<p>資料2ページについては、飯能市が県に令和4年度に納める納付金額が22億9,700万円。県に納めるため、飯能市としての国民健康保険税を示したものが標準保険税率というもので、標準保険税率で計算した保険税が22億1,100万円ということで、そこに差異があるということです。</p>
保険年金課長	<p>続きまして、2点目の質問についてですが、その他一般会計繰入金と基金を活用しまして予算を組んでいくこととなります。</p> <p>続きまして、3点目の基金の残高となります。令和2年度決算で申しあげます。2億8,197万8,203円となります。</p> <p>以上です。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	他に質疑はございますか。
委員	税率改正等について、市民の皆さんに周知すると思いますが、丁寧に、疑問を持たないような方法で周知をしていただきたい。
保険年金課長	広報、ホームページ等で丁寧にご説明をし、国保制度の周知、啓発をさせていただきますと考えております。ありがとうございます。
健康福祉部長	<p>税率改正につきましては、令和9年度から県内の統一した税率にするということがありますので、その税率に少しでも近づけていくということから税率改正を行う形になっております。</p> <p>委員から上げ幅が大きい部分があるのではないかとの指摘がありましたが、直近ですと平成28年度に税率改正をしましたが、個人個人の税額の増減はありましたが、賦課総額として変更はしておりません。また、ここ数年、税率を上げている状況はありません。例えば、4人家族の税額ですと、西部11市の中でも低い方に位置しております。従いまして現在の国民健康保険税が低い分、県の標準に合わせていく場合、上げ幅が他の市町村よりも多く上げないことには追い付いていかないということになります。</p> <p>今回は県の税率と市の税率で計算すると、約4億の差額が出てしまいます。1度に上げてしまうと被保険者の負担が大きくなりますので、それを解消するために、3回に分け段階的な改正をしていくことを考えました。県内統一という目標に向けての第一段階となりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>質疑がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>具体的な税率案の提示は次回となりますので、「令和4年度飯能市国民健康保険税について」は、次回への継続審議とさせていただきます、今回の資料の内容については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「令和4年度飯能市国民健康保険税について」の今回の資料の内容については、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>本日の協議事項は、以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
保険年金主幹	<p>内沼会長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の「5報告事項等」に入らせていただきます。</p> <p>（1）飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要についてご報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p style="text-align: center;">（「別紙2」により説明）</p>
保険年金課主幹	<p>この件に関しまして、委員の皆様から何かご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
保険年金課主幹	<p>次に（2）令和3年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要についてご報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p style="text-align: center;">（「別紙3」により説明）</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	この件に関しまして、委員の皆様から何かご質問等はございますか。 (質疑なし)
保険年金主幹	次に（3）令和2年度飯能市特定健康診査実施率について、飯能市における特定健康診査の効果及び令和2年度個別保健事業の評価についてご報告させていただきます。
保険年金課長	(「別紙4」により説明)
保険年金主幹	この件に関しまして、委員の皆様から何かご質問等はございますか。
委員	特定健診の受診率が高ければ、交付金がもらえるような制度は今もございますでしょうか。今のままだと対象になるかお分かりになりますでしょうか。
保険年金課長	今もございます。受診率は県内全体的に下がっておりますので、金額等はその中での調整になりますことから、さほど変わらないと思われま
委員	特定健診受診率の結果ですが、飯能市の受診率の下がり方が県の平均に対して多くなっているが、停止期間が多かったなど理由はありますでしょうか。
保険年金課主査	飯能市では1年間を通して各医療機関で個別受診できる体制が整っております。例年、年度が終了する2月から3月にかけて受診させる方が多くおりますが、その時期にコロナウイルス感染症が流行し、受診を控えた方が多かったことが大きい要因と考えられます。
保険年金課主幹	その他、委員の皆様から何かご質問等はございますか。 (質疑なし)

令和3年度 第2回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

協議事項(1)

令和4年度飯能市国民健康保険税について

保険年金課長の大河原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年度飯能市国民健康保険税についてご説明いたします。

青のインデックス1「令和4年度飯能市国民健康保険税について」をご覧ください。

国民健康保険は平成30年度に広域化され、市は、県に国民健康保険事業費納付金を納め、市が支払った保険給付費は、県から保険給付費等交付金として交付を受けております。

このたび、県から、本市の国民健康保険事業費納付金の令和4年度分仮算定結果が示され、令和3年度分の本算定結果と比較して、納付金額、及び1人当たりの納付金額、共に増額となりました。

こうした状況を踏まえ、令和4年度飯能市国民健康保険税について、国民健康保険運営協議会にお諮りするものです。

まず、2ページの資料1国民健康保険事業費納付金をご覧ください。

埼玉県が行いました令和4年度国民健康保険事業費納付金の秋の試算においては、保険給付費額の増、前期高齢者交付金額の減や、過年度分の納付金の過多などの変動要因がありました。それらを調整した結果、県全体での総額は約1,920億円で、昨年度比約32億円、1.7%の増となりました。

飯能市における令和4年度分仮算定結果は、先ほど申し上げたとおり、令和3年度分本算定結果と比較すると、納付金の総額、1人当たりの納付金額、共に増額となりました。

飯能市の納付金額の増は、被保険者の減少はあるものの、1人当たりの医療費そのものは増加していることと、令和4年度分から医療費水準の平準化が段階的に解除されていくことによるものと考えております。1人当たりの納付金額としては、令和3年度本算定結果より7,418円の増となりました。これは飯能市だけでなく、県内すべての市町村で増額となっております。

次に、資料2をご覧ください。飯能市の1人当たりの納付金額の増減は、近隣11市の中で6番目となっております。ちょうど真ん中に位置しています。また県内市町村平均よりも729円高くなっています。

国民健康保険事業費納付金は、市町村ごとの医療費実績を基に、加入者数、所得水準等で按分することになっていますが、医療費については、年齢構成の違いを考慮することになっていましたが、今回の算定から段階的に解除して算定されることになっています。

他市と比べると、1人当たりの納付金の額は真ん中に位置し、抑えられてはいますが、本市の場合、年々医療費が伸びております。今後におきましても、医療費増の影響による納付金の上昇、そして加入者の減少による国民健康保険税収入の減など、財政運営はますます厳しくなっていくことが予想されます。

では、1ページにお戻りください。

1 税率・賦課限度額について。

(1) 令和4年度の税率を改正したいと考えています。

国民健康保険の財政運営は、さらに厳しくなっていくことが予想されます。従いまして令和4年度の税率については、改正させていただきたいと考えています。

理由を改めて申し上げますと、令和4年度分仮算定結果では、1人当たりの国民健康保険事業費納付金額が令和3年度分本算定結果より増額となりました。今までも増額した年度はありましたが、国民健康財政調整基金や、一般会計からの法定外繰入金を繰入れて、予算を組んできました。しかしながら、基金の減少や、埼玉県が策定した国民健康保険運営方針により、一般会計からの法定外繰入を令和8年度までに解消すること、令和9年度には収納率を除いた部分での国保税県内統一が行われ、同時に賦課方式も所得割、均等割のみの2方式化されることなどの県内全市町村の目標を達成するためには、被保険者の皆様の負担の緩和を考慮しつつ、来年度から段階的に税率を改正していかないと、その目標を達成出来ないと考えました。従いまして、令和4年度からの税率改正をお願いするものです。

もう少し詳しくご説明します。

4ページをご覧ください。

2改正内容等についてご説明します。1改正内容の、

(1) 賦課総額についてです。県が今回の納付金仮算定額を算出した際、本市の標準保険税率を示しています。それが6ページの別紙に記載しました、上の表です。また6ページ、下の表は現行の税率等です。これらの税率を用いまして、それぞれ計算した結果が、7ページの仮算定時標準保険税率等で計算した場合（一番上の表）と現行保険税率等で計算した場合（上から2番目の表）になります。

それぞれの合計AとBから差額を求めますと、約414,000,000円の差額があります。これが、将来的に本市で増額しなければならない金額です。

しかしながら、約414,000,000円を一度に引き上げる改正を行なうと負担が非常に大きいため、3回の段階的な税率等の改正を行なうことにより、被保険者負担の急激な上昇を抑制したいと考えています。

3回の改正を行なうこととした場合、1回で138,000,000円の増額になりますので、今回はこの分を増額できるように改正したいと考えています。

7ページの一番下の表は、仮算定時標準保険税率と現行保険税率との各項目ごとの差を表したものです。

8ページ、9ページをご覧ください。これは仮算定時標準保険税率と現行保険税率等で国保税を計算した場合の比較を参考に掲載しました。これはあくまでも、仮算定時標準保険税率と本市保険税率等との比較でありまして、実際の改正後の税率で計算したものではありません。

次に10ページをご覧ください。これは平成24年度から令和3年度までの本市国民健康保険税率等の推移となっています。一番最近ですと、医療保険分については、平成28年度に税率等の改正を行なっています。介護納付金分については平成25年度となっていて、後期高齢者支援金分は平成24年度以降は改正していません。

11ページをご覧ください。

繰入金の推移を載せました。この表の中で太い線で囲ませていただいた、法定外繰入金と基金繰入金を使い国保税の不足分を賄っていたこととなります。特に法定外繰入金については、一般会計からの繰入金となりますので、県の方針にもありますように、令和8年度に解消することとなります。

4ページにお戻りください。

(2) 賦課方式については、現行と同じにします。

医療分は4方式、後期高齢者支援金分と介護納付金分は2方式のままとします。

賦課方式を現行のまま維持するのは、4方式を2方式にする場合、均等割の比率を高めなくてはなりません。今回の改正は、コロナ禍でもあり、急激な負担をなるべく抑制したいと考え、賦課方式については維持します。

(3) 税率等については、現在様々な検討を行なっています。次回の運営協議会でご提示したいと考えています。また、今回は納付金の仮算定結果を提示しましたが、本算定結果は年明けに県から通知があるため、これも次回ご提示いたします。

なお、賦課限度額ですが、本市の場合、税制改正による法律改正後の1年遅れで、本市の条例を改正していますが、令和3年度の税制改正で賦課限度額の改正はされなかった為、今回は据え置きます。

5ページをご覧ください。

5ページには、3回の税率改正により県が示す標準保険税率に合わせていくわけですが、その改正年度を、5ページの見直し時期のイメージに記載しました。

第1段階目を、令和4年度、第2段階目を令和6年度、第3回目を令和8年度に予定しています。なお、令和6年度に医療保険分の賦課方式を2方式に移行したいと考えております。

5ページ中央から下に、参考を載せています。

1つ目は、令和4年度から国保税の均等割について、未就学児は5割軽減が行われます。既に7割、5割、2割軽減が行われている世帯の未就学児にも適用となるため、この世帯にいる未就学児の均等割については、8.5割、7.5割、6割に軽減されます。

2つ目は、近隣市の改正状況です。

西部11市で、4年度に改正予定なのは、狭山市、入間市、日高市、鶴ヶ島市、飯能市の5市です。なお川越市は3年度に改正しています。

3つ目は賦課方式の県内の状況です。令和3年4月1日現在、2方式が41市町村(65.1%)、4方式が22市町村(34.9%)となっています。

西部11市では、所沢市、狭山市、入間市、飯能市が4方式となっています。

4年度の税率改正の方針についてご説明しました。今後も収納率向上や特定健診受診率の向上などが図れるよう努力してまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

青インデックス1についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

令和3年度 第2回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

報告事項（1）

飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

それでは、赤インデックスの1をご覧ください。

報告事項の1 飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

趣旨につきましては、出産育児一時金の額を現行の404,000円から408,000円に引き上げるため改正したものです。

改正内容については、現在の出産育児一時金は、出産育児一時金404,000円と産科医療補償制度の掛金16,000円の合算額420,000円の支給となっていますが、令和4年1月から産科医療補償制度の掛金が12,000円に引き下げられます。

これに伴い、健康保険法施行令では、総額の420,000円の支給を維持するため、出産育児一時金を404,000円から408,000円に引き上げる改正がされました。これに合わせるため本市条例においても改正を行うものです。

なお、施行日は令和4年1月1日となります。

赤インデックス1の説明は以上となります。

令和3年度 第2回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

報告事項(2)

令和3年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要について

続きまして、赤インデックスの2 令和3年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要についてご説明します。

まず、事業勘定です。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,162万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,185万5千円とするものです。

事業勘定の歳入について、1ページをご覧ください。

6款、繰入金の国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、7款、繰越金は令和2年度決算による前年度繰越金の全額を計上するものです。

続いて歳出について、2ページをご覧ください。

7款、諸支出金は、償還金の過年度還付金を増額するものです。

続いて3ページ 南高麗診療所勘定の説明をします。

南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,876万4千円とするものです。

南高麗診療所勘定の歳入について、3ページをご覧ください。

4款、繰入金の一般会計繰入金を減額し、5款、繰越金は令和2年度決算による前年度繰越金の全額を計上し、6款、諸収入の過年度収入と、7款、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金を新たに計上するものです。

続いて歳出について、4ページをご覧ください。

1款、総務費は給与改定に伴う一般職人件費の減額を行うものです。

続いて名栗診療所勘定のご説明をします。5ページをご覧ください。

名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,867万8千円とするものです。

名栗診療所勘定の歳入について、5ページをご覧ください。

4款、繰入金の一般会計繰入金を減額し、5款、繰越金は令和2年度決算による前年度繰越金の全額を計上し、7款、県支出金の新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金と、8款、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金を新たに計上するものです。

続いて歳出について、6ページをご覧ください。

1款、総務費は給与改定に伴う一般職人件費の減額を行うものです。また4款、諸支出金は、償還金の過年度還付金を新たに計上するものです。

赤インデックス2の説明は以上となります。

令和3年度 第2回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

報告事項(3)

令和2年度特定健康診査受診率について

飯能市における特定健康診査受診の効果について

令和2年度個別保健事業の評価について

続きまして、(3) 令和2年度特定健康診査受診率について、飯能市における特定健康診査受診の効果、令和2年度個別保健事業の評価について、ご説明いたします。

赤のインデックス3をご覧ください。

この度、令和2年度における国民健康保険の特定健康診査受診率が発表され、飯能市は34.7%となり、昨年度から比べ、8.7ポイントの減少となりました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で県内全体的に受診率は減少している傾向です。当市では最初の緊急事態宣言期間中は特定健康診査を休止していたため、4月、5月の受診者数は、ほぼ0に近い数値となっております。月別受診者数と新型コロナウイルス感染者数のグラフで比較してみますと感染者数が増大し始めた11月から特定健診受診者数も前年度から比べ大きく減少しています。また、連続受診者数を比較すると、平成30年度から令和元年度の連続受診率が77.4%であったのに対し、令和元年度から令和2年度の連続受診率は70%となっており、毎年受診していた層であっても849の方が受診を控えた状況となりました。

続きまして、「飯能市における特定健康診査受診の効果」をご覧ください。

特定健康診査の受診回数別に年間一人あたり医療費を計算しますと、全くの未受診者が37万8,983円なのに対し、毎年受診されている方は23万1,784円となっており、約15万円少なくなっています。引き続き、毎年受診することの大切さを被保険者の方々へPRしていきたいと考えております。

年代別受診率と受診者・未受診者につきましては、40代、50代の受診率は低く60代を過ぎると受診率は大幅に上昇する状況です。40代のうちから特定健康診査を受診していただくことを習慣づけるよう受診勧奨をしていきたいと考えております。

続きまして、個別保健事業の評価をご覧ください。

先月、令和2年度の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率が確定しましたので、結果をもとに、データヘルス計画（保健事業実施計画）の個別保健事業の評価につきまして、一部修正等をさせていただきました。またジェネリック医薬品の利用率につきましても、数値が確定しましたので、同じく修正させていただきました。

説明は以上です。